

安曇野市病児・病後児保育事業のご案内

病児・病後児保育とは、

医療機関受診後のお子さんで、病気の回復期前または回復期にある場合、保護者の就労等の理由により、家庭で保育できないときに保護者に代わり保育することをいいます。

◆利用上の注意◆

- ①利用可能な方・・・以下の条件全てに該当する場合に利用が可能です。
※ただし、感染症については、受入れをお断りする場合があります。
 - 条件1：生後6カ月経過後から小学校3年生までの児童
 - 条件2：病気の回復期に至らず、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難である。
 - 条件3：保護者が市内在住または市内に勤務している。
- ②実施場所・・・安曇野赤十字病院
病児・病後児保育室「あづみのキッズ♥けある〜む」
安曇野市豊科5685番地
電話・FAX 0263-72-0082
※病院玄関ホール「総合案内」でご案内します。
- ③利用定員・・・1日につき4人
※定員を超えた場合などは、受け入れできません。
- ④利用可能日・・・月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）
- ⑤利用時間・・・8:00～18:00
- ⑥利用期間・・・1回連続5日以内
- ⑦利用料・・・下記料金表のとおり利用料金がかかります。
- ⑧利用方法・・・裏面をご確認ください。



利用時間	市内特定教育・保育施設等を利用する場合			左記以外の場合 ※利用料が免除になる場合があります。
	1号認定	2号認定・3号認定		
		保育短時間	保育標準時間	
4時間以内	無料	無料	無料	650円
4時間を超え 8時間以内	無料	無料	無料	1,300円
8時間超え	100円/30分	100円/30分 ※長時間保育登録時間	無料	100円/30分

※利用料が発生した場合

後日、安曇野市こども園幼稚園課より納入通知書が発送されます。納入通知書により納付期限までに、指定金融機関でご納付をお願いします。

※利用料の免除について

特定教育・保育施設等を利用していない方のうち、3歳未満児の住民税非課税世帯及び3～5歳児で、保育の必要性の認定を受けることができる家庭は利用料が免除になる場合があります。詳しくはこども園幼稚園課までお問い合わせください。

安曇野市教育部
こども園幼稚園課 保育幼稚園担当
電 話：0263-71-2256
FAX：0263-72-2065

利用方法

◆事前手続き◆

手順1：『安曇野市病児・病後児保育事業利用登録申請書』の記載

※書類の入手方法・・・「安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室 窓口」
※安曇野市ホームページよりダウンロードも可能

手順2：登録申請書の提出と『親子面談』の実施

申請書の提出時に「親子面談」を実施します。必ず面談を受けてください。
面談は事前予約が必要です。お電話にてご予約の上お越しください。
※予約受付時間：午前8時～午後6時（※土日祝日、年末年始除く）
電話番号：0263-72-0082（直通）
※面談時間・・・午後2時30分～午後5時30分（※土日祝日、年末年始除く）
30分～1時間程度（お子さんを連れてお越しください）
※面談場所・・・「安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室」
※持ち物・・・登録申請書・母子健康手帳・印鑑・支給認定証
短時間認定で長時間保育をご利用の方は長時間保育決定通知書

Check!

登録有効期間は、3月31日までです。毎年登録の更新を忘れないようにお願いします。



Check!

「安曇野市夜間急病センター」は、急病時の診断となるため、「診療情報提供書」は書かないことになっています。

お子さんの医療機関受診

※医師に診療情報提供書を記載していただく。
※発行には利用者負担で料金がかかります。
※書類の入手方法・・・「安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室 窓口」

◆利用申込み◆

手順3：電話による 利用予約

※予約先・・・安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室
(☎0263-72-0082)
※受付時間・・・午前8時から午後6時まで（月～金、祝日年末年始除く）
※キャンセル・・・利用当日の午前8時30分までに連絡
※当日利用や週始め等（月曜日や連休明け）も体制が整えば受入可能



Check!

38.5℃以上の発熱または緊急の場合は連絡をします。1時間以内に迎えに来られる態勢を整えておいてください。

◆利用日 当日◆

手順4：病児・病後児保育室の利用

※提出書類：①診療情報提供書
②安曇野市病児・病後児保育事業利用申請書兼利用決定通知書兼利用明細書
※持ち物：下記一覧表のとおり（※全ての持ち物には必ず記名をお願いします。）

必ず持参 いただくもの	必要に応じて持参 いただくもの
☐ 健康保険証（※児童及び保護者）	☐ 短時間認定で長時間保育をご利用の方 長時間保育決定通知書
☐ 福祉医療費受給者証	
☐ 母子健康手帳	☐ 標準時間認定の方 支給認定証又は変更通知書兼支給認定証
☐ 印鑑	
☐ 昼食（※お弁当、ミルクの場合 哺乳瓶）	☐ 紙おむつ（※最低6枚程度）
☐ おやつ（※2回分）	☐ お尻拭き（※普段お使いのもの）
☐ 飲み物（※イオン飲料・ジュース類等）	☐ ミルク（※1回分ずつ小分け）
☐ お薬（※医療機関より処方薬）	☐ 哺乳瓶
☐ 着替え・下着類（※各2～3枚程度）	☐ コップ
☐ 手拭タオル（※小さいもの1枚）	☐ よだれかけ
☐ バスタオル（※大きいもの2枚）	☐ エプロン2～3枚（※食事用）
☐ ビニール袋（※スーパー袋等3～5枚）	☐ 歯磨きセット
☐ 布団（※午睡用）	